

4 実務実習

(4-1) 実務実習事前学習

基準 4-1-1

教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに適合し、実務実習事前学習が適切に行われていること。

[現状]

実務実習事前学習は4年次の前期、後期に担当している「実務実習事前教育」で『実務実習モデル・コアカリキュラム』の内容とともに、大学独自の实習も取り入れた形で行っている。新教育棟（11号館）の薬学臨床教育センター及び演習室を活用して、『実務実習モデル・コアカリキュラム』に従って講義、演習、実習を連携した形で実施している。前期から実務実習事前学習を行うことで、日程的には後期のみの実施では過密となるスケジュールを回避している。

具体的には、前期では（1）実務実習を始めるにあたって、（2）処方せんと調剤での処方せんの基礎、（3）医薬品の管理と供給での医薬品の安定性、特別な配慮の必要な医薬品、製剤化の基礎、消毒薬、（4）リスクマネジメントを行うとともに、製剤学関連実習として製剤の調製、製剤試験法、製剤・製剤材料の物性測定を行っている。薬剤学関連実習としては薬物動態学実習や薬物治療モニタリングに基づく投与設計、用法用量や錠剤鑑別の実習などを行っている。後期では前期での学習成果を基に、（1）処方せんと調剤の調剤室業務入門、（2）疑義照会、（3）医薬品の管理と供給の注射剤と輸液、（4）服薬指導と患者情報、（5）事前学習のまとめを演習や実習を中心に行っている。

演習ではSGD形式で10名前後のグループをつくり、そのグループに討論を活発にできるように病院や薬局の薬剤師を指導薬剤師として配置している。討論の成果はグループ発表で発表、それを全体で討論する形式で行っている。調剤室業務実習においても教員とともに学生10名に一人程度の指導薬剤師を配置し、よりきめ細かな指導を行うことに努めている。また、大学院生もティーチングアシスタント（TA）として加わり、実習指導の補助を行っている。

前期から実務実習事前学習を行うことで、学生は5年次における実務実習に対する準備を早くから整えている。演習において問題立脚型授業（PBL）形式で学習を進めることは、学生の積極的姿勢での学習への取組を促す形となり、司会役や記録役などの役割を交代で行い、個々の学生が自発的に意見を発表する雰囲気形成することができている。ロールプレイなどの服薬指導や疑義照会の実習においてもまた調剤実習でも学生が他の学生の評価者として実習に参加している。その際、現場で業務に従事する薬剤師が指導薬剤師として加わることにより、より実践的な学習ができている。

（資料：シラバス—履修の手引—2009、平成21年度実務実習事前教育日程表）

[点検・評価]

優れた点

- ・前期から実務実習事前学習を行うことで、学生は5年次における実務実習に対する準備を早くから整えることができている。
- ・演習においてPBL形式で学習を進めることは、学生の積極的姿勢での学習への取組を促す形となり、司会役や記録役などの役割を交代で行い、個々の学生が自発的に意見を発表する雰囲気形成することができている。
- ・ロールプレイなどの服薬指導や疑義照会の実習や調剤実習でも学生が他の学生の評価者として実習に参加しているが、その際、現場で業務に従事する薬剤師が指導薬剤師として加わることによって、より実践的な学習ができている。

改善を要する点

- ・製剤学関連実習や薬剤学関連実習などの本学独自の实習と『実務実習モデル・コアカリキュラム』の内容が混在している。

[改善計画]

『実務実習モデル・コアカリキュラム』の内容に集中して学習できるように、製剤学関連実習や薬剤学関連実習などの本学独自の实習の配当時期を検討し、科目を改訂することを計画している。

基準 4-1-2

学習方法、時間、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに基づいて設定されていること。

[現状]

「実務実習事前教育」教科担当者で検討を行い、『実務実習モデル・コアカリキュラム』の方略をもとに、学習方法、時間、場所を設定している。薬学教育6年制への移行に伴い、教育施設を充実するため、11号館を新築し、その5、6階に実習項目に従って、その実施に必要な設備を整えた。5階は注射剤調製室、医薬品情報室、試験室を配置し、6階には模擬薬局、調剤室を配置している。そして演習についてはSGDを行うための演習室を11号館の4階に2室備えている。学習方法や時間については、『実務実習モデル・コアカリキュラム』（122コマ）に基づいて下表のように設定したが、神戸薬科大学では、独自の实習24コマも含めて161コマを実施コマ数としている。

	『実務実習モデル・コアカリキュラム』設定コマ数	本学の配当コマ数
実務実習を始めるにあたって	9	11
処方せんと調剤	28	26
疑義照会	19	21
医薬品の管理と供給	27	27
リクスマネジメント	14	15
服薬指導と患者情報	15	19
事前学習のまとめ	10	18

(資料：シラバス履修の手引-2009、平成21年度実務実習事前教育日程表)

[点検・評価]

優れた点

- ・新教育棟の機能を活用した学習が行われており、約280名の学生が『実務実習モデル・コアカリキュラム』に従って受講することができている。
- ・指導薬剤師も加わって学生指導を行うとともに、学生相互の評価を調剤業務や注射剤調製業務の実習に取り入れることで、より真剣な姿勢で、学生が取り組むように工夫を行っている。

改善を要する点

- ・特になし。

[改善計画]

特になし。

基準 4 - 1 - 3

実務実習事前学習に関わる指導者が、適切な構成と十分な数であること。

[現状]

平成20年度から新教育棟（11号館）を使用するようになり、その中に医療薬学教育の強化、充実に目的に薬学臨床教育センターが設置された。平成21年12月現在、薬学臨床教育センターの構成は教授3名、講師1名、助手3名の体制である。

「実務実習事前教育」は薬学臨床教育センターの教員と製剤学研究室、薬剤学研究室、医療薬学研究室、臨床薬学研究室などの教員合わせて21名で担当している。すなわち、平成21年度での構成は教授8名、准教授2名、講師5名、助教3名、助手3名からなる。そのうち、医師教員が5名を占めており、診療面での医師の考え方が学生教育に反映されやすい環境にある。担当者間で話合って、教科書などを選定し、実習テキストの作成も協力して行っている。

『実務実習モデル・コアカリキュラム』に従って病院薬剤師、薬局薬剤師の約150名が登録して、指導薬剤師として加わり、教員との連携のもとで演習でのSGDの指導や調剤実習、服薬指導などの実習での指導に当たっている。また、大学院生もTAとして加わっている。

（資料：シラバス－履修の手引－2009、平成21年度実務実習事前教育日程表）

[点検・評価]

優れた点

- ・学生数約280名に対して21名の教員が指導を行っており、平均すると1名の教員当たり、13名の学生を指導している形となっている。また、方略によっては指導薬剤師が20名程度参画して実習や演習の指導を行っているため、きめ細かな指導がなされている。

改善を要する点

- ・薬学臨床教育センターの教員数は、5年次の実務実習施設への訪問指導なども考慮すると増員する必要がある。

[改善計画]

薬学臨床教育センターの教員の増員を図る計画である。

基準 4-1-4

実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-4-1】 実務実習における学習効果が高められる時期に設定されていること。

【観点 4-1-4-2】 実務実習の開始と実務実習事前学習の終了が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

[現状]

実務実習における学習効果を高めるために、薬学共用試験が実施される4年次に「実務実習事前教育」（4単位）を配当している。具体的には、4年次前期の「実務実習事前教育」での導入期の授業では薬剤師業務やチーム医療、医薬分業について講義や演習形式を取り入れて学び、前期のうちに処方せんに基づく調剤の基本を講義や演習で学ぶこととしている。後期はその実践を行う時期として、11号館6階の調剤室で模擬処方せんに基づく薬剤の調製実習や調製された薬剤の鑑査実習を行っている。また、医薬品の管理と供給についても前期では医薬品管理について講義を中心に学び、院内製剤の調製も行っている。後期には、無菌操作の必要な注射剤の調製に対して、手洗いやクリーンベンチを利用した注射剤の混合実習を行っている。医療におけるコミュニケーションについては、前期にコミュニケーションの基本を演習形式で学び、後期にロールプレイ、模擬患者も参加した外来や病棟における服薬指導実習など段階的に学習が進む工夫を行っている。【観点 4-1-4-1】

実務実習の開始と実務実習事前学習の終了が時期的に離れる場合には、5年次において実務実習を受講する直前に、薬害被害者の方も加わった形で導入講義などを行い、学生指導教員により実務実習についての学生個々の到達度などを確認する予定である。【観点 4-1-4-2】

（資料：シラバスー履修の手引ー2009、平成21年度実務実習事前教育日程表、神戸薬科大学設置認可に係る薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した補正書類）

[点検・評価]

優れた点

- ・ 4年次の前期・後期を通して、薬剤業務の基礎からその実践を段階的に学ぶようなプログラムとなっており、学生は個々の段階を確認しながら次のステップに進むように工夫されている。

改善を要する点

- ・ 特になし。

[改善計画]

特になし。

(4-2) 薬学共用試験

基準 4-2-1

実務実習を履修する全ての学生が薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。

[現状]

本学では、薬学共用試験センターの『薬学共用試験実施要綱』に沿って、薬学共用試験（CBT 及び OSCE）を実施している。観点 4-2-3 に述べる薬学共用試験（CBT 及び OSCE）の合格基準を満たし、実務実習を行う上で必要な一定水準の能力に達していると確認された者だけが 5 年次に進級し、実務実習を履修することが可能である。

（資料：シラバス－履修の手引－2009）

[点検・評価]

優れた点

- ・薬学共用試験センターの『薬学共用試験実施要綱』に沿って薬学共用試験（CBT 及び OSCE）が実施され、実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることを確認している。

改善を要する点

- ・特になし。

[改善計画]

特になし。

基準 4-2-2

薬学共用試験（CBT および OSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 4-2-2-1】 薬学共用試験センターの「実施要綱」（仮）に沿って行われていること。

【観点 4-2-2-2】 学内の CBT 委員会および OSCE 委員会が整備され、機能していること。

【観点 4-2-2-3】 CBT および OSCE を適切に行えるよう、学内の施設と設備が充実していること。

[現状]

本学では、薬学共用試験センターの『薬学共用試験実施要綱』に沿って、薬学共用試験（CBT 及び OSCE）を実施している。【観点 4-2-2-1】

学内には、薬学共用試験総括責任者（学長）、薬学共用試験実施責任者（教務部長）の下に、CBT 実施委員会（委員 8 名）、OSCE 実施委員会（委員 15 名）を設置している。これまで、CBT 実施委員会主導で、準備を進めてきた。同委員会のもとで 3 回（平成 18 年 1 月、平成 19 年 11～12 月、平成 20 年 11 月）の CBT トライアル及び平成 21 年 8 月の CBT 体験受験を問題なく終了しており、平成 22 年 1 月実施の本試験に向けて準備を行った。また、OSCE 実施委員会も定期的に委員会を開催し、同委員会のもとで 3 回（平成 19 年 5 月、平成 19 年 12 月、平成 20 年 8 月）の OSCE トライアルを問題なく実施しており、平成 21 年 12 月実施の本試験の準備も滞りなく終了した。

【観点 4-2-2-2】

また、本学では平成 20 年に 11 号館を建設し、薬学共用試験はこの施設において実施している。CBT については、十分な広さと最新のコンピュータ機器を有するコンピュータ演習室を新設し、既に、第 2 回、第 3 回 CBT トライアル及び CBT 体験受験により、本試験規模の受験者数による試験環境の確認を済ませた。コンピュータ演習室の機器、サーバー及び学内外のネットワーク環境は、本学のコンピュータシステムを管理する情報支援室が管理を行っている。OSCE についても、11 号館内に調剤室、注射剤調製室、演習室などを完備しており、実務実習事前教育及び平成 20 年 8 月の OSCE トライアルにおいて試験環境の確認を済ませた。【観点 4-2-2-3】

以上のように、薬学共用試験を実施するのに必要な体制、施設の整備に加えて、複数回の薬学共用試験トライアルを経験することで多くのノウハウが蓄積されており、薬学共用試験を適正に行う体制が整っている。

（資料：教授会決議録、OSCE 実施委員会議事録）

[点検・評価]

優れた点

- ・臨床薬学教育及び薬学共用試験（CBT 及び OSCE）を行うための薬学臨床教育センター（11 号館）を平成 20 年に新設し、施設、設備が充実している。
- ・CBT 実施委員会及び OSCE 実施委員会主導のもと各 3 回のトライアルを済ませており、薬学共用試験の実施体制や準備が整えられている。

改善を要する点

- ・ 特になし。

[改善計画]

特になし。

基準 4-2-3

薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施結果が公表されていること。

【観点 4-2-3-1】実施時期、実施方法、受験者数、合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 4-2-3-2】実習施設に対して、観点 4-2-3-1 の情報が提供されていること。

[現状]

『薬学共用試験実施要綱』に基づいて薬学共用試験（CBT 及び OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数及び合格基準が公表される予定である。

CBT の合格基準は正答率60%以上であり、本試験でこの基準に達しないものは再試験（合格基準は正答率60%以上）を行う。OSCE の合格基準は、課題ごとに細目評価で評価者 2 名の平均点が70%以上、かつ概略評価で評価者 2 名の合計点が 5 以上とし、再試験は不合格となった課題の類型課題で実施する（合格基準は本試験と同じ）。【観点 4-2-3-1】

また、薬学共用試験（CBT 及び OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数及び合格基準については公表され、実習施設にも同様に提示される予定である。【観点 4-2-3-2】

（資料：教授会決議録、OSCE 実施委員会議事録、大学ホームページ）

	実施日程	受験者数	合格者数	合格基準
CBT	本 試 験：平成22年 1 月21、22日	274	274	正答率60%以上
OSCE	本 試 験：平成21年12月20日 追再試験：平成22年 2 月15日	274	274	細目評価70%以上 概略評価 5 以上
共用試験		274	274	

[点検・評価]

優れた点

- ・『薬学共用試験実施要綱』に基づいて薬学共用試験（CBT 及び OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数及び合格基準が公表される。

改善を要する点

- ・特になし。

[改善計画]

特になし。

基準 4-2-4

薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施体制の充実に貢献していること。

【観点 4-2-4-1】 CBT 問題の作成と充実に努めていること。

【観点 4-2-4-2】 OSCE 評価者の育成等に努めていること。

[現状]

本学では、共用試験委員長の問題作成依頼に基づいて、これまで第1期から第4期までの4回にわたり、CBT 問題の作成に参加してきた。問題作成に当たっては、CBT 実施委員会が中心となって専門分野ごとに分科会を設置し、問題の難易度や領域において『薬学教育モデル・コアカリキュラム』からの逸脱や偏りがないように作成、精選を行っている。このように、大学全体として CBT 問題の作成と充実に貢献している。【観点 4-2-4-1】

OSCE の評価者養成については、評価者となる全教員が OSCE 評価者の基本要件である、①これまで大学で開催された OSCE トライアルへの評価者としての参加、②認定実務実習指導薬剤師の認定要件の一つであるワークショップに参加、③しかるべき組織が主催する OSCE 評価者養成講習会に参加、のいずれかに該当するように準備を進めてきた。これまで、学外で実施された OSCE 評価者養成伝達講習会（平成19年7月）及び薬剤師のためのワークショップには積極的に教員を派遣している。学内においては、平成20年5月19日、平成21年11月14日に OSCE 評価者養成講習会を開催しており、新任教員を含めて全員が OSCE 評価者の基本要件を満たしている。

また、学外の評価者養成を目的として、認定実務実習指導薬剤師の認定要件の一つとなる『薬剤師のためのワークショップ in 近畿』を、平成18年度、20年度と21年度に各1回本学で開催したほか、他大学で開催される場合にもタスクを派遣することにより、近畿地区での OSCE 評価者養成に貢献している。【観点 4-2-4-2】

（資料：教授会決議録、OSCE 実施委員会議事録、『薬剤師のためのワークショップ in 近畿』資料）

[点検・評価]

優れた点

- ・大学の全教員が CBT 問題作成の分科会に参加し、CBT 問題の作成と充実に貢献している。
- ・学内の教員を OSCE 評価者となるための講習会あるいはワークショップに参加させている。
- ・近畿地区での評価者養成のために OSCE 評価者養成講習会あるいは『薬剤師のためのワークショップ in 近畿』を主催し、他大学にはタスクを派遣している。

改善を要する点

- ・特になし。

[改善計画]

特になし。

(4-3) 病院・薬局実習

基準 4-3-1

実務実習の企画・調整、責任の所在、病院・薬局との緊密な連携等、実務実習を行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 4-3-1-1】 実務実習委員会が組織され、機能していること。

【観点 4-3-1-2】 薬学部の全教員が積極的に参画していることが望ましい。

[現状]

教務委員会の下部組織として14名の委員からなる学外実習指導委員会が組織されており、実務実習の企画や調整、病院・薬局との連携など実務実習を円滑に行っている。病院・薬局実務実習近畿地区調整機構の会議に学外実習指導委員が参加し、大学、病院、薬局が連携して実務実習の円滑な実施を検討している。

そして、平成22年度からの長期実務実習の病院実習、薬局実習に対応するため、薬学臨床教育センターを中核とする実務実習を円滑に実施するための組織を整備した。

すなわち、薬学臨床教育センターの機能の充実を図るため、これまでの教務委員会の下部委員会であった学外実習指導委員会を薬学臨床教育センターのもとに配置し、実務実習運営委員会と名称を変更した。実務実習事前教育についても実務実習事前教育委員会を設置することで、連携した実務実習教育体制とする。また、実務実習成績評価委員会や実務実習問題対策委員会を新たに設置して、薬学臨床教育センターを中核とした指導体制にして、きめ細かな学生指導ができる体制を構築することを図っている。さらに、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構や実務実習実施連絡会との連携などにも薬学臨床教育センターが大学側窓口として対応する体制としている。

実務実習運営委員会は、実習施設の調整や円滑な学外実務実習実施のための体制整備を行う。年度ごとの実務実習施設の調整や個々の学生への実習担当学生指導教員の割り当てを担当する。また、実務実習運営委員会は学生が感染症に罹患して実習が中断することのないよう、実務実習が開始される半年前までに、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構のガイドラインに従って抗体検査を実施し、抗体価の低い学生にはワクチン接種をするように指導する。また、インフルエンザのワクチン接種も受けるように指導する。

実務実習成績評価委員会は、薬学臨床教育センター教員を含む学外実習指導委員会委員を中心に6名で構成され、各種の形成的評価資料や総括的評価資料をもとに病院実習、薬局実習の成績評価を実習担当学生指導教員とも連携して行う。3期の実習が終了し、実習報告会終了後などの年4回の会議を予定している。

実務実習問題対策委員会は、薬学臨床教育センター教員を含む実務実習運営委員会委員3名と学生委員1名、学生カウンセラー1名と実務家委員1名（兵庫県内認定実務実習指導薬剤師）から構成される予定である。学生が病気や事故などにより実務実習を継続することが困難な問題が生じた場合の対応策をマニュアル化するとともに、そのような実務実習の継続が困難な状況が生じたときは、当該学生が卒業研究で所属する研究室の教員である実習担当学生指導教員（副）も加わり、実習担当学生指導教員（正）と対応策について随時会議を開催し、検討する計画である。

メンタルな問題やハラスメントに係る問題については実習担当学生指導教員が学生相談室の学生カウンセラーとも連絡をとって、実務実習問題対策委員会において対応について検討を行う。場合によっては、実務実習運営委員会や病院・薬局実務実習近畿地区調整機構や実務実習実施連絡会とも連携して対応策を検討する。【観点 4-3-1-1】

薬学部の全教員の実務実習の参画に関しては、学生1名に正、副の実習担当学生指導教員を割り当てる予定である。教養課程教員を除く専門教育担当教員（助教を含む）全員が実習担当学生指導教員（正）として1名当たり平均約10施設（病院・薬局）を担当し、各施設原則3回の訪問指導を行う予定である。実習担当学生指導教員（副）は、卒業研究において学生が配属する研究室教員が担当する予定である。【観点 4-3-1-2】

（資料：神戸薬科大学設置認可に係る薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した補正書類
平成21年9月4日 文部科学省提出）

[点検・評価]

優れた点

- ・長期実務実習についてその対応に当たる組織を明確化して、平成22年度からの実務実習に対応することは評価できる。

改善を要する点

- ・学生指導教員間での学生指導の統一的対応について検討する必要がある。

[改善計画]

学生指導教員間での学生指導の統一的対応についてファカルティ・ディベロップメント（FD）などを開催し検討する。

基準 4-3-4

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 4-3-4-1】学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 4-3-4-2】学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 4-3-4-3】遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習及び生活指導を十分行うように努めていること。

[現状]

学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われるように平成21年度4年次学生が3年次の平成20年9月に「病院実習」、「薬局実習」に関する説明会を開催した。その中で、実習施設は現住所をもとに病院・薬局実務実習近畿地区調整機構で調整を行うが、神戸市内、阪神地区は施設数に比べて学生数が非常に多いため、実習施設に対して1時間半程度の通学時間を要することを了承しておく旨を説明した。その際、帰省先が近畿地区である学生については、帰省先から実習に行くことになる旨を説明した。病院実習先の配属決定は複数の教員が関与して公正に行われている。薬局実習先の配属決定は、平成21年度における作業を近畿地区の府県薬剤師会が公正に行った。配属決定は、最終的に実務実習運営委員会の承認を得て決定するプロセスとなっている。【観点 4-3-4-1】

学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされているかに関しては、上記「病院実習」、「薬局実習」に関する説明会開催時に調査書を配布し、記入提出させた。調査書には、現住所、帰省先住所、現住所から通学路に関係なく公共交通機関（電車・バスなど）となる最寄り駅までの所要時間を記入させた。それをもとにして配属先を決定した。【観点 4-3-4-2】

遠隔地における実習に関しては、平成22年度は、ふるさと実習（三重、広島、山口、鳥取、島根、香川、高知、熊本）で出身地の病院での実習予定の学生が26名おり、その実習担当学生指導教員は、実務実習運営委員が分担して担当することになっている。担当学生の実習開始前に学生と共に当該実習施設を訪問し、実習依頼の挨拶、実習スケジュールの打ち合わせ、電子メールなどを利用した連絡方法の確認を行う。電子メールを利用した連絡を必要に応じて行うとともに、実習開始後5～7週間目、実習終了時の10～11週間目に2回目、3回目の訪問を行い、当該学生の実習及び生活の指導を行う予定である。ふるさと実習に関して、薬局実習は、近畿地区外での薬局実習についての情報がないこと、病院実習を含めて合計約5か月間大学を離れることの教育的問題もあり、平成22年度は学生の希望があったが、ふるさとでの薬局実習の実施は見送った。

【観点 4-3-4-3】

（資料：平成20年度学外実習指導委員会資料、「病院実習」「薬局実習」実習施設配属調査書、神戸薬科大学設置認可に係る薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した補正書類 平成21年9月4日文科科学省提出）

[点検・評価]

優れた点

- ・ 6年制になって初めての病院・薬局への配属決定であり、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構での配属決定方法にも未確定な事項が多かったこともあるが、配属決定は公正な形でなされている。
- ・ 学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮はなされており、できるだけ1時間以内の時間で通学できるよう配慮されている。

改善を要する点

- ・ 「病院実習」、「薬局実習」に関する説明会を早い段階で実施した点は評価できるが、病院・薬局への配属決定が遅れ、配属に関して学生に速やかに情報を与えていない点は問題である。
- ・ ふるさとの薬局実習の実施について検討する必要がある。
- ・ 遠隔地における実習が行われる場合に、大学教員が当該学生の実習及び生活の指導を十分行うように努めることに関しては、計画自体に問題はないが、今後具体的な実施方法を計画する必要がある。

[改善計画]

配属先に関する情報をできるだけ速やかに学生に周知できるようにする。ふるさとの薬局実習も希望する学生に対して行うことを検討する。遠隔地で実習が行われる場合の指導方法を具体化し、実施を検討する。